

# けんぽQ & A

## Series 9

**Q 私の妻が、失業保険（雇用保険）を受給しはじめたのですが、被扶養者からはずさなければならぬのですか？**

受給終了後は、再度私の被扶養者になることはできるのですか？

**A 今現在、奥様が被扶養者である場合、雇用保険を受給しはじめましたら、被扶養者からはずしていただかなくてはなりません。**

受給開始の日付が、被扶養者の資格喪失日となります。

受給終了後に再度「被扶養者（異動）届」の提出で、被扶養者となることができます。この場合、受給終了の次の日が再認定日となります。受給終了日から5日以内に「被扶養者（異動）届」を提出して頂いた場合のみ認定日を遡らせていただきます。

5日以内に提出がない場合は、書類を提出して受付した日が認定日となりますので、早期の書類提出をお願いいたします。

- 提出書類**
- ・ 被扶養者（異動）届（ホームページより）
  - ・ 世帯全員の住民票（写し）
  - ・ 雇用保険受給終了印を押した雇用保険受給資格者証（写し）
  - ・ 配偶者状況届（ホームページより）